

※別添仕様書は、仕様内容の主な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、別途配布している入札説明書等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

入札説明書等は電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp>) から入手可能です。

令和 7 年度農業水利施設における
通水阻害実態調査その 2 業務

特別仕様書

東海農政局

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 本業務は、本仕様書に従って行うものとするが、業務施行に当たり、これらの仕様書等に明記されていない事項又は疑義が生じたときには、速やかに監督職員に連絡し、指示を受けるものとする。

(目 的)

第1-2条 農業用水路においても外来生物の大量増殖による通水被害が生じており、これへの対応に当たっては、発生源の特定に加え、発生範囲や発生程度の把握が必要となるが、水路がパイプラインなどの暗渠の場合には、目視や採捕等によりそれらを確認することが困難となっている。

本業務ではタイワンシジミ等により、パイプライン末端の給水栓での詰まり被害が確認されている南知多地区において、近年普及しつつある環境DNA分析の種特異的解析の手法を用いて、被害防止対策検討の基礎となる地区内での発生範囲、発生程度の把握を試みるものである。

(場所)

第1-3条 業務の実施場所は、愛知県知多郡美浜町及び南知多町の農業水利施設とする。詳細は、表1、図1及び図2のとおりとする。

表1 調査地点

番号	調査地点		採水する施設
①	美浜町	美浜調整池	調整池
②		美浜揚水機場	吸水槽
③	南知多町	道上・海戸団地	ファームpond
④		山海団地	
⑤		初神第1団地	
⑥		大深団地	
⑦		初神第3団地	
⑧		船廻間団地	
⑨		大井・山田団地	
⑩			
⑪		釜山団地	
⑫		小海田団地	
⑬		大城・御用団地	
⑭		豊浜西団地	
⑮		豊浜団地	
⑯			
⑰		新池・仲根団地	
⑱		長谷団地	

(一般事項)

第1-4条 一般事項は次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、業務計画書を作成し監督職員と密接な連絡をとり、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(提出書類)

第 1-5 条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に監督職員を経て、関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務関係者に関する措置請求及び代金請求書は除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(契約変更)

第 1-6 条 契約書に規定する甲乙協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 3-1 条に示す作業内容に変更が生じた場合
- (2) 第 4-1 条に示す打合せ回数に変更が生じた場合
- (3) 第 5-1 条に示す成果物の提出部数等に変更が生じた場合
- (4) 履行期限の変更が生じた場合
- (5) その他、仕様書に記載なき事項・変更が生じた場合

(守秘義務)

第 1-7 条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(安全等の確保)

第 1-8 条 受注者は、屋外で行う作業に際しては、業務関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、監督職員から指示がある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う作業の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う作業の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 6 受注者は、屋外で行う作業実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第2-1条 本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 本業務の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 受注者は、本業務の実施に当たり必要に応じて現地調査を行い現地の状況を把握するものとする。
- (4) 事務の実施に当たって使用する機材は、全て受注者が準備するものとする。

第3章 作業内容

(作業内容)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりである。詳細は別紙1「作業内容表」に示すものとする。

- (1) 環境DNA分析のための採水等
- (2) 環境DNA分析
- (3) とりまとめ

第4章 打合せ

(打合せ回数及び時期)

第4-1条 打合せ回数及び時期については、下記の段階で行うものとする。

なお、打合せ場所は東海農政局内を基本とする。

第1回 作業着手段階

第2回 報告書作成段階

(打合せ記録簿)

第4-2条 業務を円滑に実施する為に、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 受注者は、令和8年2月27日（金）までに以下の成果品を提出するものとする。

【調査報告書】

印刷物 1部

電磁的記録媒体（DVD-R） 1部

(成果物の装丁等)

第5-2条 成果物の装丁等は、次によるものとする。

(1) 報告書はA4版市販ファイルに綴じるものとする。

(2) 報告書の表紙及び背表紙には、次の内容を記入するものとする。

- ・ 報告書名、作成年月、発注者名、受注者名

(成果物の提出先)

第5-3条 成果物の提出先は次のとおりとする。

提出先 〒460-8516

名古屋市中区三の丸1丁目2番2号

東海農政局農村振興部農村環境課環境保全係

第6章 検査等

(検査)

第6-1条 受注者は、契約書の規定に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備を整えた後、監督職員に提出しなければならない。

2 発注者は、検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。この場合、受注者は検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。また、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

3 検査職員は、監督職員の立会の上、成果物の検査及び業務管理状況の検査を行うものとする。なお、業務管理状況の検査については、書類、記録及び写真等により検査を行う。

(修補)

第6-2条 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を決めて修補を指示することができるものとする。

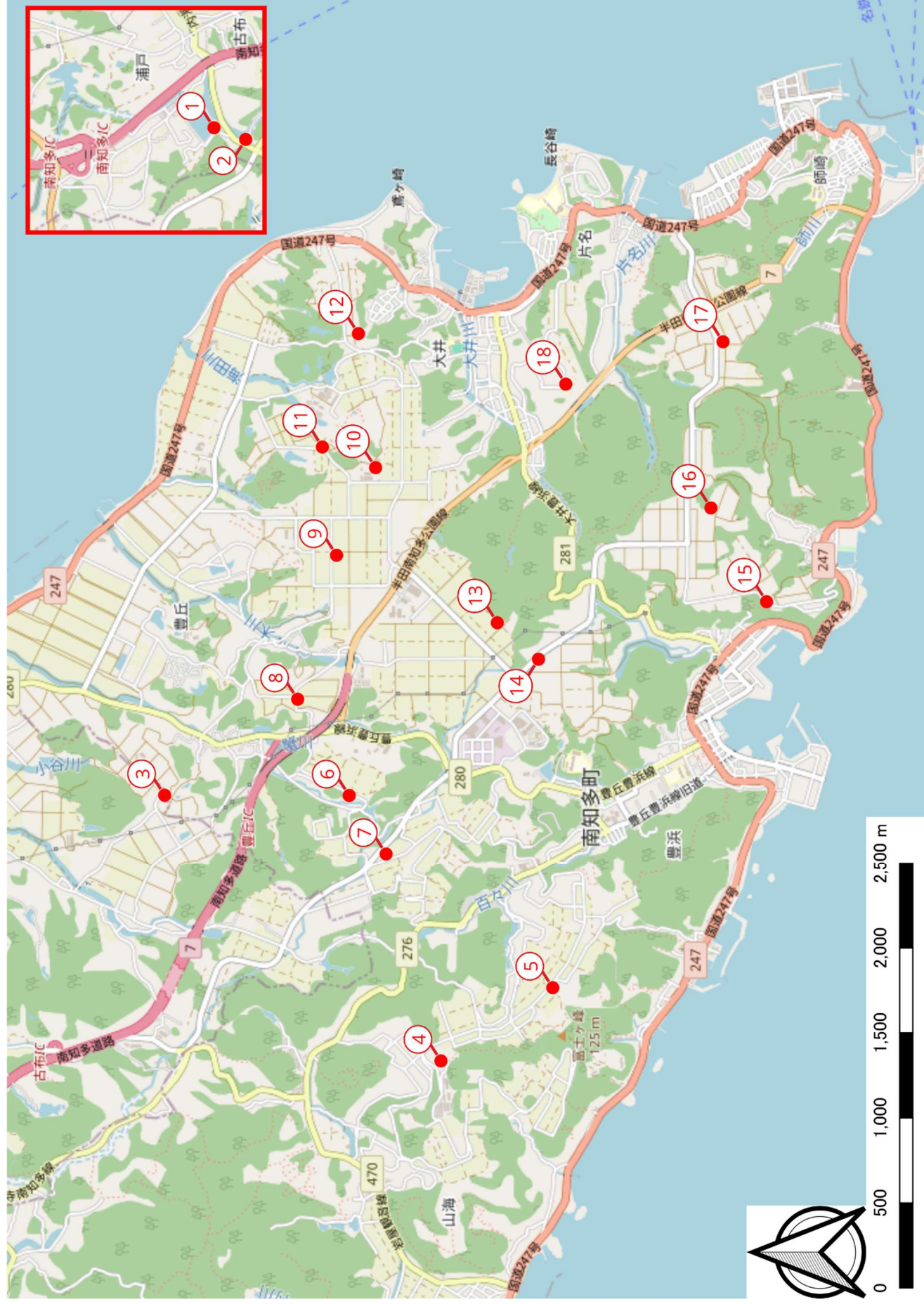
2 受注者は、検査職員が指示した期限内に修補を完了しなければならない。

3 検査職員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。

別紙1 作業内容表

内容及び数量	備考						
(1) 環境 DNA 分析のための採水等作業 表 1 に示す調査地点（18 地点）において、環境 DNA 分析を行うための試料を採取する。 ① 採水時期及び回数 12 月頃に 1 回とするが、天候などの条件を考慮し、発注者と協議の上決定する。 ② 採水方法等 採水から分析を行うまでの行程は、「環境 DNA 調査・実験マニュアル Ver. 3.01（2025 年 6 月 16 日発行）一般社団法人環境 DNA 学会」（https://ednasociety.org/manual/）に記載される事項に留意し実施するものとする。 また、採水の際には、水温、pH、DO、濁度について測定し記録する（簡易測定器での測定可）。 なお、試料の搬送に必要な経費は受注者が負担する。 (2) 環境 DNA 分析 採水したサンプルについて、リアルタイム PCR を用いた種特異的解析（定量解析含む）によりタイワンシジミ、カワヒバリガイの生息状況を確認する。 なお、分析に使用する PCR プライマーは以下の論文に公表されているものを使用する。 <table border="1" data-bbox="221 1234 1230 1668"> <thead> <tr> <th>検出対象種</th><th>論文情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイワンシジミ</td><td>Suzuki, R. et al. (2023) PCR and LAMP detection of environmental DNA of the invasive clam <i>Corbicula fluminea</i>. <i>Plankton and Benthos Research</i>, 18(4):206-213.</td></tr> <tr> <td>カワヒバリガイ</td><td>Ito, K. & Shibaie, H. (2021) Use of environmental DNA to survey the distribution of the invasive mussel <i>Limnoperna fortunei</i> in farm ponds. <i>Plankton and Benthos Research</i>, 16(2):100-108.</td></tr> </tbody> </table> (3) とりまとめ (2) の結果を基に、南知多地区におけるタイワンシジミ、カワヒバリガイの発生範囲、発生度を整理する。	検出対象種	論文情報	タイワンシジミ	Suzuki, R. et al. (2023) PCR and LAMP detection of environmental DNA of the invasive clam <i>Corbicula fluminea</i> . <i>Plankton and Benthos Research</i> , 18(4):206-213.	カワヒバリガイ	Ito, K. & Shibaie, H. (2021) Use of environmental DNA to survey the distribution of the invasive mussel <i>Limnoperna fortunei</i> in farm ponds. <i>Plankton and Benthos Research</i> , 16(2):100-108.	
検出対象種	論文情報						
タイワンシジミ	Suzuki, R. et al. (2023) PCR and LAMP detection of environmental DNA of the invasive clam <i>Corbicula fluminea</i> . <i>Plankton and Benthos Research</i> , 18(4):206-213.						
カワヒバリガイ	Ito, K. & Shibaie, H. (2021) Use of environmental DNA to survey the distribution of the invasive mussel <i>Limnoperna fortunei</i> in farm ponds. <i>Plankton and Benthos Research</i> , 16(2):100-108.						

図1 調査地点位置図



※ 図中の①～⑱は表1と符合する。

図 2-1 調査地点写真図

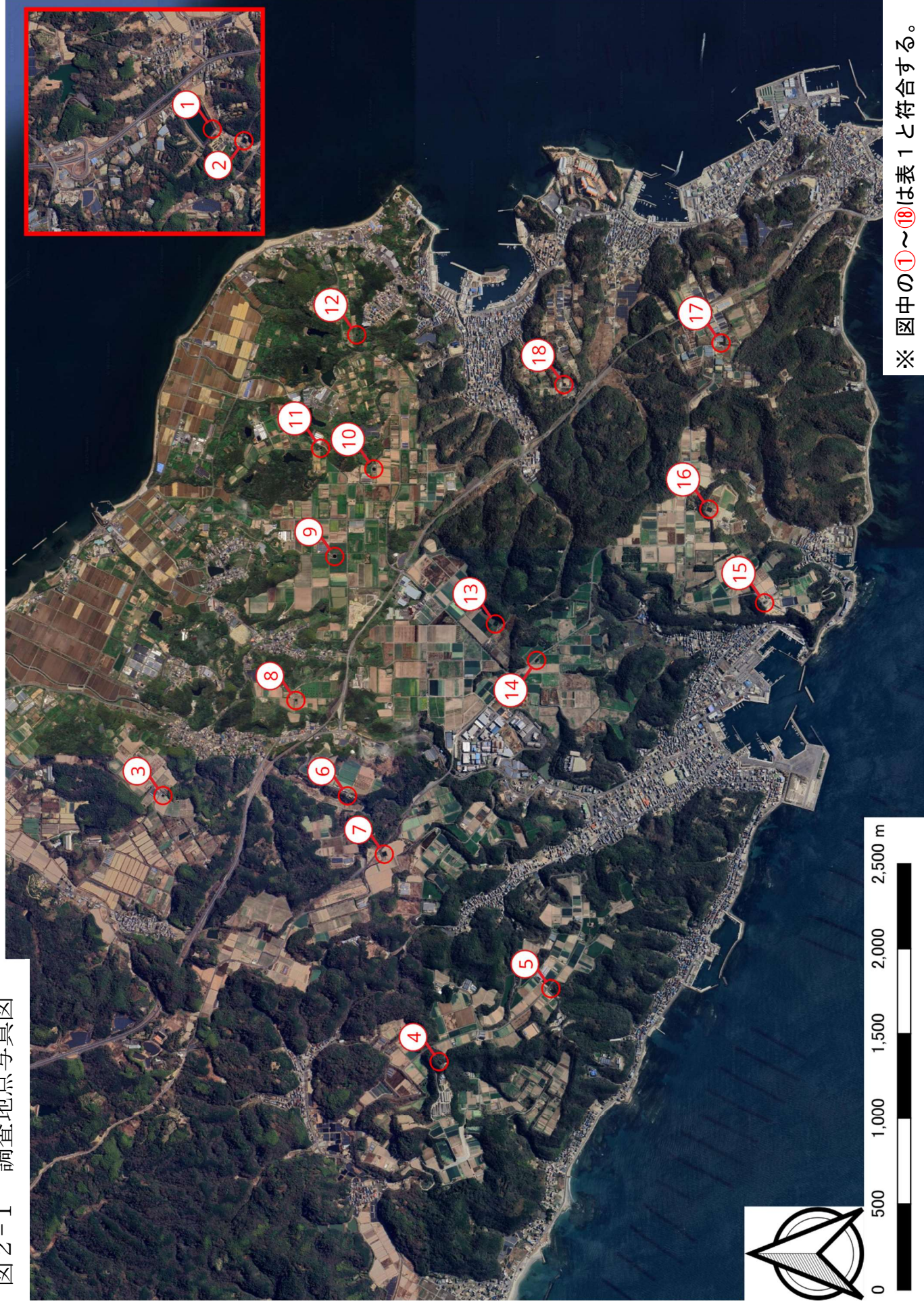


図 2-2 調査地点拡大写真図



※ 図中の①～⑱は表 1 と符合する。